

地域における複数の居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所による ケアプランデータ連携システム導入の手續・留意点

1. 目的

大阪府においては、地域におけるケアプランデータ連携システムの面的な普及を図るため、府内の市町村がとりまとめる複数の居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所（以下「とりまとめ事業所」という。）によるケアプランデータ連携システム（以下「連携システム」という。）の導入を促進する。そのため、大阪府ICT導入支援事業補助金（以下「事業補助金」という。）において、とりまとめ事業所に対し、以下手続きにより、優先的に補助対象として選定を行う。

2. 手続きについて

- ◆事業補助金を申請するにあたってのとりまとめ事業所の必要な手続きについては以下のとおりです。
 - ①「[介護生産性の向上](#)のセミナー」及び「[ケアプランデータ連携システムの概要](#)と操作説明」を視聴する。
 - ②とりまとめ事業所が所在する市町村に対して連携システムを導入する旨の申し出を行う。
 - ③連携システムの導入に必要な補助対象となる経費について、ICT導入支援事業補助金の事前エントリーを行う。



3. 主な留意点について

○優先的事業者

- ・連携システムの導入について十分に理解し、今年度から実施する介護事業者であること。
- ・当該とりまとめ事業所での取組が大阪府内の見本となるものであり、普及啓発への意欲が十分な介護事業者であること。
- ・地域の複数の居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所において導入するために、相互に協力し、働きかける等、地域における連携システムの活用に積極的に取り組む介護事業者であること。

○本システムのライセンス料(21,000円)

- ・ライセンス料も本補助金の対象になります。ライセンス料の1年分を令和6年4月から令和7年1月までにまとめて支払われた場合も、補助対象となります。

○その他

- ・とりまとめ事業所（参加事業所一覧）中に事業補助金の対象となる居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所が含まれていること。事業所数に上限はありません。ただし、同一市町村内にある事業所等に限りです。
- ・連携システムの利用に必要な介護ソフトやタブレット端末等の購入等及び連携システムの導入に必要な研修等に係る経費については、事業補助金の交付要綱第2条 補助対象等及び留意事項によるものとする。
- ・とりまとめ事業所は、データ連携システムにかかる効果報告を行い、府及び市町村が実施するヒアリング調査等や事例発表の場（動画配信含む）における協力ができること。

ICT導入支援事業補助金（ケアプランデータ連携システム）に係る申込から結果報告までのフロー

